

松山市第3期障害福祉計画

平成24年 3月

松 山 市

目 次

1	計画の概要	
(1)	計画策定の背景	1
(2)	計画の期間	1
(3)	松山市における障害福祉計画の位置づけ	2
(4)	計画の達成状況の点検及び評価	2
2	計画の基本的な考え方	
(1)	平成26年度末までに重点的に取り組む目標	3
(2)	障害福祉サービス等の見込量	4
(3)	計画の推進に向けた取り組み	4
3	平成26年度末までに重点的に取り組む目標	
(1)	施設入所者の地域生活への移行	5
(2)	福祉施設利用者の一般就労への移行	7
(3)	入院中の精神障がい者の地域生活への移行	9
4	障害福祉サービス等の見込量	
(1)	日中活動系サービス	11
(2)	居住系サービス	17
(3)	訪問系サービス	19
(4)	指定相談支援	21
(5)	地域生活支援事業	23
5	計画の推進に向けた取り組み	
(1)	地域生活移行の促進	28
(2)	相談支援体制の充実・強化	28
(3)	サービス量の充足・質の向上	28
(4)	就労移行の促進	28
(5)	官公需における受注機会の拡大	29
(6)	障がい児支援の取り組み	29
(7)	松山市自立支援協議会の見直し・充実	29
(8)	障がい者の虐待防止	29

1 計画の概要

(1) 計画策定の背景

障害者自立支援法に基づく障がい者施策は、従来の制度の課題を解決するため、3障がい（身体・知的・精神）のサービスの一元化・就労支援の抜本的な強化・安定的な財源の確保などを目指して平成18年度から導入されました。

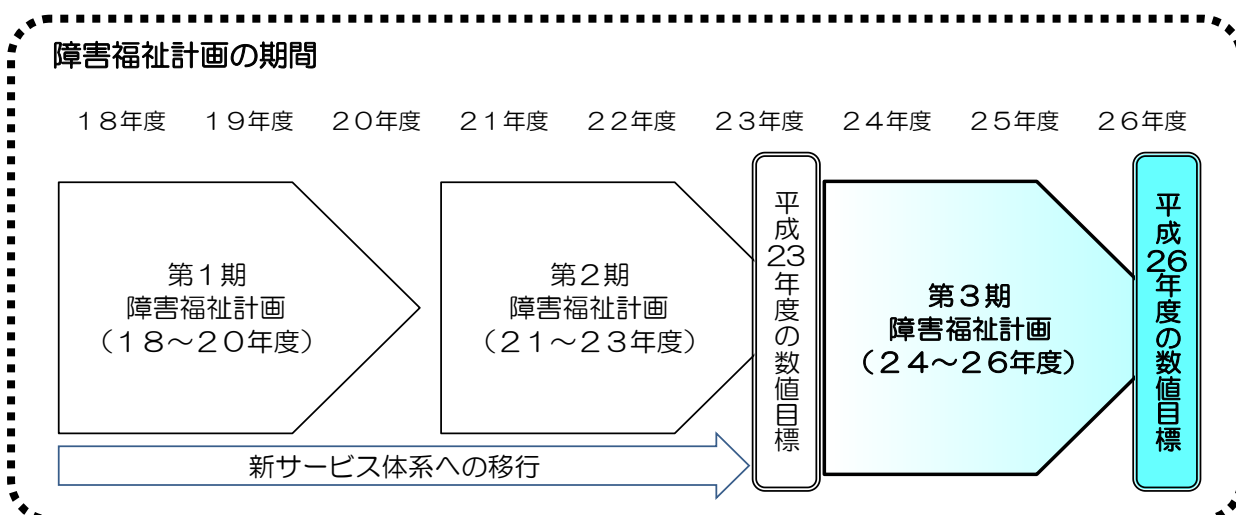
その後、数度にわたる制度改正によって利用者負担の軽減が図られたほか、平成22年12月の改正では、地域における自立した生活のための支援の充実・相談支援の充実・障がい児支援の強化などの考え方が打ち出され、大規模なサービスの再編が行われました。

市町村障害福祉計画は、障害者自立支援法第88条の規定に基づく計画であり、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制を整備し、その円滑な実施を確保するための計画です。この計画は、国が示した「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「国の基本指針」といいます。）に則して策定することとされています。

松山市では、これまでに第1期・第2期障害福祉計画を策定し、平成23年度末までに重点的に取り組む目標や、サービスの見込量とその確保のための方策を設定し、その達成に取り組んできました。今回、これまでの取り組みや実績に加え、法改正に伴う制度の変更点などを踏まえ、平成26年度末へ向けた新たな目標やサービスの見込量を設定した第3期障害福祉計画を策定するものです。

(2) 計画の期間

障害福祉計画の計画期間は、国の基本指針により3年と定められています。第3期障害福祉計画の計画期間は、平成24年度から平成26年度の3年間となります。

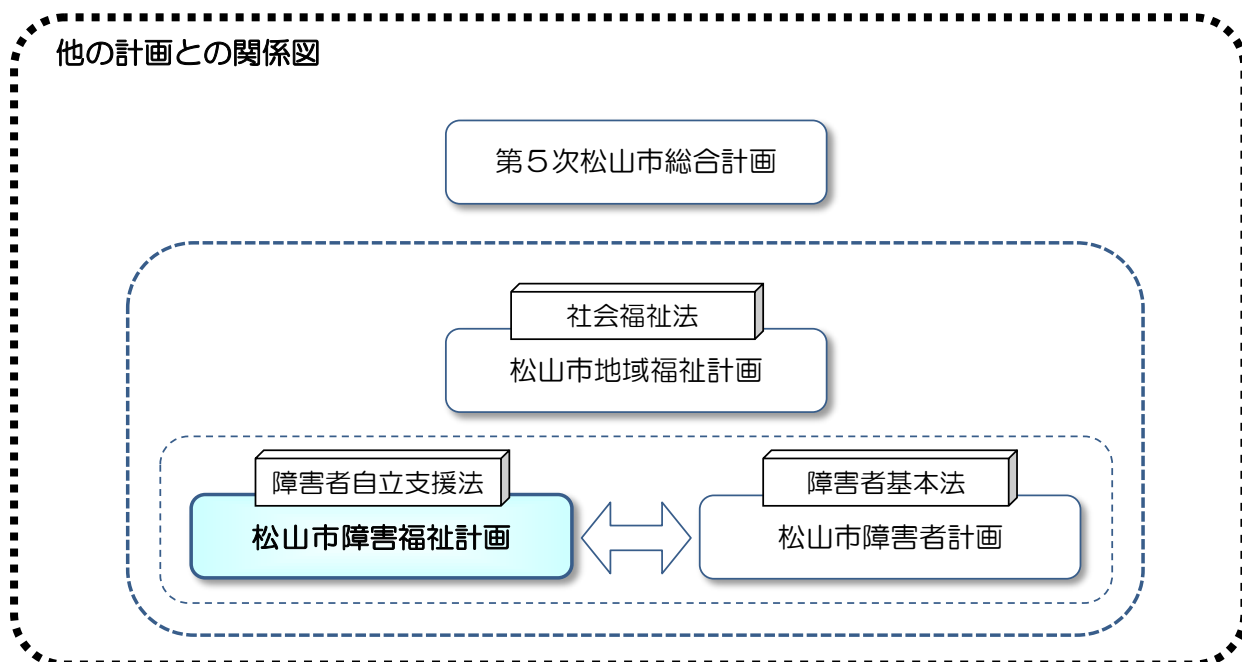


(3) 松山市における障害福祉計画の位置づけ

松山市では、21世紀初頭にふさわしいまちづくりの方向を明らかにする指針として平成24（2012）年度を目標とした「第5次松山市総合計画」を策定しており、この計画に基づいて様々な施策を展開しています。また、社会福祉法に基づき、地域福祉を推進していくための計画として「松山市地域福祉計画」を策定し、取り組みを進めています。

松山市障害福祉計画は、これらの計画の個別計画として位置付けられます。また、障がい者に関する他の計画として、障害者基本法に基づく「松山市障害者計画」を平成19年度に策定していますが、これは障がい者に関わる施策の基本方針を総合的・体系的に明らかにしたものです。「松山市障害福祉計画」と「松山市障害者計画」とは相互に関連しており、松山市ではこれらの計画に基づいて障がい福祉施策を推進していきます。

他の計画との関係図



(4) 計画の達成状況の点検及び評価

この計画における重点的に取り組む目標や障害福祉サービス等の見込量の達成状況については、定期的に点検・評価を行っていきます。また、福祉・保健・医療・労働・教育等の関係者で構成される「松山市自立支援協議会」に状況を報告し、意見を求め必要な対策を講じるなどして、計画の達成に向けた取り組みを進めていきます。

2 計画の基本的な考え方

(1) 平成26年度末までに重点的に取り組む目標

国の基本指針では、第3期障害福祉計画で市町村が定める目標として、以下の内容が示されました。

目標① 施設入所者の地域生活への移行

- i 平成26年度までに、平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活に移行すること。
- ii 平成26年度末時点の施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所者数から1割以上削減すること。

目標② 福祉施設利用者の一般就労への移行

- i 福祉施設利用者のうち、平成26年度中に一般就労へ移行する人を平成17年度の4倍以上とすること。
- ii iの目標を達成するために、平成26年度末における福祉施設利用者のうち2割以上が就労移行支援事業を利用するとともに、平成26年度末における就労継続支援事業利用者のうち、3割以上が就労継続支援（A型＝雇成型）を利用することを目指すこと。

目標③ 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

（都道府県での目標設定について定められていますが、市町村での目標設定については言及されていません。）

本市の第3期障害福祉計画での目標設定にあたっては、障害者自立支援法の理念である障がい者の地域生活への移行や就労移行への支援を基本とし、上記の国の基本指針や愛媛県の考え方を踏まえ、さらに、第1期・第2期計画で設定した数値目標とその達成状況を考慮して検討しました。

その結果、第3期計画においても、引き続き地域移行や一般就労への移行を目指すという考え方で数値目標を設定しました。

(2) 障害福祉サービス等の見込量

平成23年度末で旧体系サービスの事業所の新体系サービスへの移行が完全に終了しました。また、平成22年12月の障害者自立支援法等の改正により、新たなサービスが創設されるとともに、既存のサービスの再編が行われました。

障害福祉サービス等の見込量の設定については、基本的には第1期・第2期での実績や伸び率をベースに、上記の制度改正による増減等を考慮して行いました。

(3) 計画の推進に向けた取り組み

平成26年度末までに重点的に取り組む目標の達成や、障害福祉サービス等の見込量の確保のために必要な取り組みについて、地域生活への移行、一般就労への移行、サービスの確保などの様々な観点から検討を行い、その内容を以下の8つの項目に整理しました。

- 地域生活移行の促進
- 相談支援体制の充実・強化
- サービス量の充足・質の向上
- 就労移行の促進
- 官公需における受注機会の拡大
- 障がい児支援の取り組み
- 松山市自立支援協議会の見直し・充実
- 障がい者の虐待防止

3 平成26年度末までに重点的に取り組む目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

- ① 平成26年度末までに、平成17年10月1日現在の施設入所者（470人）の3割（141人）が地域生活に移行することを目指します。
平成24年3月31日現在の地域生活移行者数は61人。
- ② 平成26年度末の施設入所者数を、平成17年10月1日現在の施設入所者数から10%（47人）削減することを目指します。
平成24年3月31日現在の削減数は30人。

第1期・第2期計画で取り組んできた施設入所者の地域生活への移行の取り組みを引き続き推進します。グループホーム等の整備を進めるとともに、地域への移行や定着を図るための相談支援体制の提供整備を行います。一方、障がいの程度や家族の状況により、入所を真に必要とする障がい者への対応についても検討を行います。

第3期計画の目標達成へ向けた方向性・検討課題、第1期・第2期での進捗状況

方向性	検討課題	進捗状況
①地域生活を前提とした訓練 <ul style="list-style-type: none"> ・入所中において退所後の地域生活を目指したプログラムの提供 ・入所中に地域生活が体験できる場の確保や自立訓練事業の整備 ・退所までに地域の相談支援事業者との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・スムーズな地域生活移行のためのシステムの検討 ・地域相談支援の提供体制の整備 ・基幹相談支援センターの設置へ向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・21年度より総合相談窓口の設置 (相談窓口の機能強化)
②地域での居住空間の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設からの退所者の受け皿の整備（グループホーム・ケアホームの計画的な整備） ・住宅入居等に対する支援（保証人問題の緩和、市営住宅等の利用拡大） 	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホーム・ケアホームの整備に対する財政的助成制度の検討 ・民間賃貸住宅入居の支援体制の検討 ・公営住宅活用の検討 ・車椅子対応公営住宅の整備の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・20年度より国庫補助を活用したグループホーム・ケアホーム整備事業を実施（継続） ・21年度より居住サポート事業の実施 ・市営住宅の建替えにあわせバリアフリー化の実施

方向性	検討課題	進捗状況
<p>③地域生活継続のための体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域でいつでも相談が出来る、複数の機関で構成された総合的な相談支援体制の確立 ・日中活動の場・生活支援の場の充実 ・レスパイト、ショートステイの充実 ・負担可能な範囲でのサービス利用料の設定（市独自の負担軽減策の継続） ・家族の介護の負担軽減 ・金銭管理等のための権利擁護事業の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者のニーズに応じたサービス提供について検討 ・サービス利用料の軽減策の継続について検討 ・安心な地域生活を送るため、24時間受け付け可能な総合的相談支援体制の確立の検討 ・地域相談支援の提供体制の整備 ・成年後見制度の利用支援・普及啓発 ・医療的ケアの常時必要な障がい者への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・21年度より総合相談窓口の設置（相談窓口の機能強化） ・利用料の軽減策については国の軽減策を見極めながら継続について検討 ・23年度より医療機関等における日中一時支援事業の実施
<p>④入所施設によるバックアップ体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退所者に対するフォロー体制の確立 ・入所を真に必要とする障がい者のための新たな施策の充実 ・入所者の見直し（再アセスメント）や、適切な指導の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・入所施設によるバックアップ体制の検討 ・入所施設の機能強化の検討 ・広報活動、交流会・講座等の開催による地域住民の理解促進策の検討 ・障がい者福祉を推進する人材の育成の検討（地域の中でのコーディネーター役となる人材の発掘・育成） 	<ul style="list-style-type: none"> ・19年度障害者支援施設（身体）の整備 ・21年度より居住サポート事業の実施 ・23年度より障害福祉サービス事業者等支援事業の実施

(2) 福祉施設利用者の一般就労への移行

平成26年度中に、福祉施設から一般就労に移行する人を平成17年度の一般就労者数（9人）を4倍（36人）にすることを目指します。
 平成23年度の一般就労者数は22人。

第1期・第2期計画での目標数値を継承し、平成26年度においても同程度の福祉施設利用者が一般就労に移行できるよう取り組みます。21年度から配置している就労支援専門員のさらなる活用を図るとともに、就労移行支援事業の推進により事業所定員及び利用者の増加を図ることで、一般就労への移行を目指します。

第3期計画の目標達成へ向けた方向性・検討課題、第1期・第2期での進捗状況

方向性	検討課題	進捗状況
<p>①スムーズな就労移行体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前訓練の施設・期間の拡充 ・福祉施設での一人ひとりの適性に合った職業訓練の実施 ・家庭のバックアップが不十分な者への支援策の実施 ・施設・作業所・特別支援学校でのジョブコーチ制度の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業・関係機関に対する相談支援、就労者に対する支援体制の検討 ・就労に向けた体験学習の場の検討 ・訓練制度の充実 ・障がい者と事業者とのパイプ役の検討 ・障がい者雇用継続奨励策の検討 ・障害者就業・生活支援センターの箇所数の増について検討 ・ジョブコーチ研修事業の検討 ・移動支援対象の拡大について検討 ・愛媛県との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会で検討 ・テレワーク在宅就労促進事業の推進 ・21年度より就労支援専門員の配置（23年度より増員）

方向性	検討課題	進捗状況
<p>②就労関係機関の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者就業・生活支援センターや松山高等技術専門校、ハローワーク等との連携 ・ 青年会議所や商工会議所との連携 ・ 企業等（雇用者）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者雇用に関する企業、学校、関係機関等によって構成する総合的な就労支援ネットワークの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立支援協議会で検討 ・ 松山高等技術専門校からの実習生の受け入れ ・ 就労支援事務連絡会によるハローワークとの連携
<p>③障がい者への理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市としての就労支援や理解推進等の積極的な支援 ・ 雇用側にも理解を求める施策の実施（機能するジョブサポート・雇用者向けセミナー等） ・ 青年会議所や商工会議所等への働きかけ ・ 職場に定着できるような制度の啓発（コミュニケーションの支援の手話通訳者依頼等） ・ 研修会等を通じた障がい者の就労に対する自覚の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続的な情報提供の検討 ・ 相談窓口の検討 ・ 事業者に対する各種助成事業等の周知方法の検討 ・ 障がいの種別にとらわれない市の障がい者の積極的な採用 ・ 発達障がい・高次脳機能障がいに対する理解の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20年度障害者就労促進セミナーの開催 ・ 21年度より総合相談窓口の設置（相談窓口の機能強化） ・ 21年度より就労支援専門員の配置（23年度より増員） ・ 知的障がい者の採用（臨時職員） ・ 21年度より発達障がい支援講演会を開催
<p>④就労機会の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政、一般企業からの求人増加の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者雇用奨励策の検討 ・ 就労継続（定着）のための強化策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ テレワーク事業の推進 ・ 21年度より就労支援専門員の配置（23年度より増員）
<p>⑤一般就労以外の機会の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉的就労の場の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労継続支援（A型）などの就労支援事業の拡充の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施事業所との連携の推進 ・ 市の業務における特定随意契約（物品の購入・役務の提供）の推進 ・ 23年度より障がい者による古着・廃食用油の再資源化事業を実施

(3) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

本市独自の数値目標の設定は行いませんが、入院中の精神障がい者の地域生活への移行は重要な課題であり、愛媛県や精神科病院などの関係機関とも連携し、第1期・第2期計画に引き続いて地域移行へ向けた各種の取り組みを推進していきます。

第3期計画の目標達成へ向けた方向性・検討課題、第1期・第2期での進捗状況

方向性	検討課題	進捗状況
①地域生活へのスムーズな移行策の実施 <ul style="list-style-type: none"> 入院中において退院後の地域生活を目指したプログラムの提供 病院から地域社会に出るまでのしきみの確立 医療機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> スムーズな地域生活移行のためのシステムの検討 退院支援事業の検討 地域相談支援の提供体制の整備 基幹相談支援センターの設置へ向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> 20年度より精神障害者地域移行支援事業を実施 20年度よりグループホーム等活用型外泊体験事業を実施
②退院者が日常の生活支援を得ることの出来る住居の確保 <ul style="list-style-type: none"> 医療機関からの退院者の受け皿の整備（グループホーム・ケアホームの計画的な整備） 住宅入居等に対する支援（保証人問題の緩和、市営住宅等の利用拡大） 	<ul style="list-style-type: none"> グループホーム・ケアホームの整備に対する財政的助成の検討 民間賃貸住宅入居の支援体制の検討 公営住宅活用の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 20年度より国庫補助を活用したグループホーム・ケアホーム整備事業を実施（継続） 21年度より居住サポート事業の実施

方向性	検討課題	進捗状況
<p>③地域生活継続のための体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> • 身近な地域でいつでも相談が出来る、複数の機関で構成された総合的な相談支援体制の確立 • 日中活動の場・生活支援の場の充実 • ショートステイの充実 • 負担可能な範囲でのサービス利用料の設定（市独自の負担軽減策の継続） • 行動援護・移動支援等の充実 • 他の障がい者施策と比較して絶対的に不足している障害福祉サービスの是正 • 退院支援事業の実施や各精神科病院に相談支援事業所を設置してもらうような働きかけ 	<ul style="list-style-type: none"> • 利用者のニーズに応じたサービス提供についての検討 • サービス利用料の軽減策の継続についての検討 • 地域生活のためのバックアップ体制の検討 • 安心な地域生活を送るため、24時間受け付け可能な総合的相談支援体制の確立の検討 • 地域相談支援の提供体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> • 21年度より総合相談窓口の設置（相談窓口の機能強化） • 利用料の軽減策については国の軽減策を見極めながら継続について検討

4 障害福祉サービス等の見込量

第1期計画の障害福祉サービス等の見込量は、サービスの利用実績の推移を基本としながら、特別支援学校等の卒業予定者、退院促進による精神障がい者の新規利用、旧体系サービスの新体系への移行等を勘案し、障害者（児）ニーズ調査・サービス提供事業者の新事業体系への移行希望調査等を参考に推計しました。また、第2期計画ではその後の制度改正や利用実績等を踏まえた見込量の修正を行いました。

今回の第3期計画では、第1期・第2期計画期間での利用実績を基本に、直近の法改正によるサービスの再編などを踏まえて見込量の推計を行いました。

(1) 日中活動系サービス

①生活介護

常時介護を要する障がい者を対象に、施設などで行われる、入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動又は生産活動の機会の提供などを行います。

現 状

利用者数・利用量ともに、概ね見込量の近似値で推移しています。

(月間の利用者数・利用量)

			H18	H19	H20	H21	H22	H23
生活介護	利用者数 (人)	見込量	40	176	245	445	605	766
		実績	20	297	340	514	590	900
	利用量 (人日)	見込量	880	3,872	5,390	6,675	9,680	13,788
		実績	321	2,847	4,588	8,353	10,457	16,371

見込量の設定

これまでの実績と伸び率に加え、新体系への移行状況を勘案し、24年度以降の見込量を設定します。利用量については、1人あたり18日/月で算定します。

(月間の利用者数・利用量)

		H24	H25	H26
生活介護	利用者数(人)	876	897	918
	利用量(人日)	15,768	16,146	16,524

②療養介護

日中に病院などの施設で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助などを行います。

現 状

利用者数・利用量ともに、概ね見込量の近似値で推移しています。

(月間の利用者数)

			H18	H19	H20	H21	H22	H23
療養介護	利用者数 (人)	見込量	7	7	7	9	9	9
		実績	7	7	9	8	8	6

見込量の設定

法改正により、重症心身障害児施設の入所者（18歳以上）は障害者施策（障害福祉サービス）で対応することとなったため、この利用者数を加えて見込量を設定します。

(月間の利用者数・利用量)

		H24	H25	H26
療養介護	利用者数(人)	84	84	84

③児童デイサービス

障がい児を対象に、通所によって日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。

現 状

利用者数・利用量ともに、見込量を下回っています。

(月間の利用者数・利用量)

			H18	H19	H20	H21	H22	H23
児童デイサービス	利用者数 (人)	見込量	301	354	416	468	571	676
		実績	333	366	423	446	459	532
	利用量 (人日)	見込量	1,203	1,414	1,663	2,340	2,855	3,380
		実績	1,302	1,758	2,052	2,213	2,196	2,467

見込量の設定

法改正により、児童デイサービスが「児童発達支援」「放課後等デイサービス」として児童福祉法に位置付けられたため、第3期障害福祉計画では見込量の設定は行いません。代わりに、本市の児童関係の計画である「まつやま子育てゆめプラン」に反映させることを検討していきます。

④就労継続支援（A型）

一般企業での雇用が困難な障がい者に対し、雇用契約を締結して就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上を図る支援を行います。

現 状

利用者数・利用量ともに、見込量を大きく上回っています。近年の事業所の増加や利用希望者の増加などが原因と考えられます。

（月間の利用者数・利用量）

			H18	H19	H20	H21	H22	H23
就労継続支援 (A型)	利用者数 (人)	見込量	5	28	34	42	55	68
		実績	9	21	78	116	216	265
	利用量 (人日)	見込量	110	616	748	924	1,210	1,496
		実績	104	389	1,456	2,466	4,440	5,420

見込量の設定

これまでの実績と伸び率を考慮し、24年度以降の見込量を設定します。利用量については、第2期計画と同様に1人あたり22日/月で算定します。

		H24	H25	H26
就労継続支援 (A型)	利用者数(人)	288	324	360
	利用量(人日)	6,336	7,128	7,920

⑤就労継続支援（B型）

一般企業等での雇用が困難な障がい者や一定年齢に達している障がい者等に対し、雇用契約は締結せず、就労や生産活動の機会を提供し、知識・能力の向上・維持を図る支援を行います。

現 状

利用者数・利用量ともに、見込量を上回っています。新規事業所の創設や、旧体系施設・地域活動支援センターからの移行による事業所数の増加などが原因と考えられます。

(月間の利用者数・利用量)

			H18	H19	H20	H21	H22	H23
就労継続支援 (B型)	利用者数 (人)	見込量	40	70	121	173	230	338
		実績	32	80	135	223	386	645
	利用量 (人日)	見込量	880	1,540	2,662	2,941	4,140	6,760
		実績	356	1,260	2,209	3,409	6,462	10,727

見込量の設定

これまでの実績と伸び率に加え、新体系への移行状況を勘案し、24年度以降の見込量を設定します。利用量については、1人あたり18日/月で算定します。

(月間の利用者数・利用量)

		H24	H25	H26
就労継続支援 (B型)	利用者数(人)	564	620	676
	利用量(人日)	10,152	11,160	12,168

◎自立訓練（機能訓練）

身体障がい者に対し、地域生活を営むことができるよう、一定期間、身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練等の支援を行います。

現 状

利用者数・利用量ともに、見込量を下回っています。標準利用期間が設定される（有期限の）サービスであることなどが原因と考えられます。

(月間の利用者数・利用量)

			H18	H19	H20	H21	H22	H23
自立訓練 (機能訓練)	利用者数 (人)	見込量	21	31	35	41	44	49
		実績	30	47	36	24	22	28
	利用量 (人日)	見込量	462	682	770	410	484	588
		実績	330	423	416	294	265	334

見込量の設定

これまでの実績を考慮し、24年度以降の見込量を設定します。利用量については、1人あたり12日/月で算定します。

(月間の利用者数・利用量)

		H24	H25	H26
自立訓練 (機能訓練)	利用者数(人)	30	34	38
	利用量(人日)	360	408	456

⑦自立訓練(生活訓練)

知的・精神障がい者に対し、地域生活を営むことができるよう、一定期間、日常生活能力の向上を図り、サービス提供機関との連絡調整を行う等の支援を行います。

現 状

利用者数・利用量ともに、見込量を大きく下回っています。事業所の整備が当初の予定ほど進まなかったことや、標準利用期間が設定される(有期限の)サービスであることなどが原因と考えられます。

(月間の利用者数・利用量)

			H18	H19	H20	H21	H22	H23
自立訓練 (生活訓練)	利用者数 (人)	見込量	26	53	62	72	105	133
		実績	22	43	34	30	21	23
	利用量 (人日)	見込量	572	1,166	1,364	1,224	1,890	2,394
		実績	390	749	536	353	277	277

見込量の設定

これまでの実績を考慮し、24年度以降の見込量を設定します。利用量については、1人あたり18日/月で算定します。

(月間の利用者数・利用量)

		H24	H25	H26
自立訓練 (生活訓練)	利用者数(人)	27	30	33
	利用量(人日)	486	540	594

⑧就労移行支援

一般就労等を希望する障がい者に対し、一定期間、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労・定着を図る支援を行います。

現 状

利用者数・利用量ともに、概ね見込量の近似値で推移しています。

(月間の利用者数・利用量)

			H18	H19	H20	H21	H22	H23
就労移行支援	利用者数 (人)	見込量	38	59	68	67	83	141
		実績	22	55	64	99	118	137
	利用量 (人日)	見込量	836	1,298	1,496	1,206	1,577	2,820
		実績	382	947	1,119	1,622	2,136	2,460

見込量の設定

これまでの実績と伸び率に加え、新体系への移行状況を勘案し、24年度以降の見込量を設定します。利用量については、1人あたり20日/月で算定します。

(月間の利用者数・利用量)

		H24	H25	H26
就労移行支援	利用者数(人)	166	190	214
	利用量(人日)	3,320	3,800	4,280

【日中活動系サービスにおける確保の方策】

- 就労支援に関するサービスでは、利用者のニーズを把握するとともに、障害福祉サービス事業者間の情報交換や民間企業との連携を進めます。
- 利用増加が予測されるサービスについては、事業所の参入促進に努め、サービス基盤の確保に努めます。

(2) 居住系サービス

①共同生活援助・共同生活介護

日中に就労又は就労継続支援等のサービスを利用している知的・精神障がい者に対し、夜間や休日に共同生活を営む住居において、入浴、排せつ、食事の介護等の支援を行います。

現 状

利用者数は、見込量をやや下回っています。

(月間の利用者数)

			H18	H19	H20	H21	H22	H23
共同生活援助 共同生活介護	利用者数 (人)	見込量	146	165	211	238	304	370
		実績	140	154	191	247	234	265

見込量の設定

これまでの実績と伸び率を考慮し、24年度以降の見込量を設定します。

(月間の利用者数)

		H24	H25	H26
共同生活援助 共同生活介護	利用者数 (人)	282	306	330

②施設入所支援

夜間や休日において、介護が必要な障がい者や、通所することが困難な自立訓練又は就労移行支援の利用者に対し、居住の場を提供し、入浴、排せつ、食事の介護等の支援を行います。

現 状

利用者数は、見込量より少なくなっています。入所施設の旧体系から新体系への移行が、当初の予定より遅れたことなどが原因と考えられます。

(月間の利用者数)

			H18	H19	H20	H21	H22	H23
施設入所支援	利用者数 (人)	見込量	3	27	118	279	319	435
		実績	4	27	43	120	203	389

見込量の設定

施設入所者の地域への移行を進める観点から、24年度以降の見込量を設定します。

(月間の利用者数)

		H24	H25	H26
施設入所支援	利用者数(人)	431	427	423

【居住系サービスの確保のための方策】

- 地域生活への移行に向け、グループホームやケアホームの整備に努めます。

(3) 訪問系サービス

①居宅介護等

- ・居宅介護 在宅での入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを行います。
- ・重度訪問介護 重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする障がい者に、居宅における介護から外出時の移動支援までの総合的なサービスを行います。
- ・同行援護 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）や移動の援護などの外出支援を行います。
- ・行動援護 行動上著しい困難を有する障がい者又は障がい児を対象とした行動の際に生じる危機を回避するための支援や外出時の支援を行います。
- ・重度障害者等包括支援 介護の必要性が極めて高い重度の障がい者又は障がい児を対象とした、居宅介護をはじめとした包括的な支援を行います。

現 状

利用者数は、概ね見込量の近似値で推移しています。利用量は、見込量をやや下回っていますが、概ね近似値で推移しています。

(月間の利用者数・利用量)

			H18	H19	H20	H21	H22	H23
居宅介護等	利用者数 (人)	見込量	648	705	774	584	642	700
		実績	476	532	555	614	676	999
	利用量 (時間)	見込量	19,893	21,852	24,004	27,448	30,174	33,600
		実績	20,014	22,022	24,866	25,885	27,013	36,970

見込量の設定

これまでの実績と伸び率に加え、23年10月から同行援護が開始したことを踏まえ、24年度以降の見込量を設定します。

(月間の利用者数・利用量)

		H24	H25	H26
居宅介護等	利用者数(人)	960	1,015	1,071
	利用量(時間)	43,398	45,973	48,548

②短期入所

介護を行う方が病気の場合などにおいて、障害者支援施設などへの短期入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

現 状

利用者数・利用量ともに、概ね見込量の近似値で推移しています。

(月間の利用者数・利用量)

			H18	H19	H20	H21	H22	H23
短期入所	利用者数 (人)	見込量	306	357	416	94	109	124
		実績	137	84	86	115	113	144
	利用量 (人日)	見込量	918	1,070	1,247	470	545	620
		実績	493	437	467	559	668	840

見込量の設定

これまでの実績と伸び率を考慮し、24年度以降の見込量を設定します。利用量については、1人あたり5日/月で算定します。

(月間の利用者数・利用量)

		H24	H25	H26
短期入所	利用者数(人)	143	158	173
	利用量(人日)	715	790	865

【訪問系サービスの確保のための方策】

- 地域生活への移行に伴い、居宅介護等訪問系のサービス利用の増加が見込まれますが、現状ではヘルパーが充足されていないことから、ヘルパー養成研修等の周知を行うなどヘルパーや事業所の参入促進に努め、サービス基盤の確保に努めます。
- 居宅介護等、今後利用量の増加が見込まれるものについては、必要な人が利用できるよう、サービス利用状況の検証を行うなど、適正な事業運営に努めます。

(4) 指定相談支援

①指定相談支援

介護給付や訓練等給付の支給決定を受けた障がい者や障がい児の保護者が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、障害福祉サービスの利用に関する意向等を勘案し、利用する障害福祉サービスの種類及び内容などを定めた計画の作成を行います。

現 状

利用者数は、見込量を大きく下回っています。サービス利用計画作成の対象者が比較的限定されていることや、本市の委託による相談支援事業の中で必要なサービス調整を行っていたことなどにより、実績が伸びなかったものと考えられます。

(月間の利用者数)

			H18	H19	H20	H21	H22	H23
指定相談支援	利用者数 (人)	見込量	34	44	51	27	54	82
		実績	1	0	0	1	0	0

見込量の設定

法改正により、相談支援の充実が図られることとなり、サービス等利用計画作成の対象者が大幅に拡大されるとともに、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）が個別給付化されました。これを受け、第3期計画においては、「計画相談支援」「地域移行支援」「地域定着支援」のそれぞれについて見込量を設定します。

- ・ 計画相談支援 障害福祉サービスの適切な利用のため、障がい者等の心身の状況やサービス利用の意向等を勘案し、利用するサービスの種類や内容、総合的な援助の方針等を定めたサービス利用計画を作成し、その計画に基づくサービスの利用支援及び継続利用支援を行います。
- ・ 地域移行支援 障害者支援施設等・精神科病院等に入所・入院している障がい者について、住居の確保等の地域生活に移行するための相談等の支援を行います。
- ・ 地域定着支援 居宅で単身等の状況で生活する障がい者について、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性により生じた緊急事態の相談対応等の支援を行います。

(月間の利用者数)

		H24	H25	H26
計画相談支援	利用者数 (人)	145	434	965
地域移行支援	利用者数 (人)	25	40	45
地域定着支援	利用者数 (人)	50	60	60

【相談支援の確保のための方策】

- 法改正により創設された、「計画相談支援」「地域相談支援」の提供体制の整備を図ります。
- 自立支援協議会における関係者の協議により、相談支援の充実・強化を図ります。
- 今後、重度の障がい者の地域生活への移行に伴い、相談支援の利用対象者の増加が想定されることから、研修会の開催など相談支援に関わる人の資質の向上に努めます。

(5) 地域生活支援事業

①コミュニケーション支援事業

聴覚、言語・音声、視覚機能等の障がいのため、意思の伝達に支援が必要な障がい者等に、手話通訳者等の派遣を行います。

現 状

利用者数は、概ね見込量の近似値で推移しており、利用量は、見込量より多くなっています。

(年間の利用者数・利用量)

			H18	H19	H20	H21	H22	H23
コミュニケーション 支援事業	利用者数 (人)	見込量	3,000	3,000	3,000	2,700	2,750	2,800
		実績	1,803	2,025	2,622	2,355	2,687	2,492
	利用量 (件)	見込量	3,300	3,300	3,300	5,000	5,100	5,200
		実績	3,954	4,442	5,014	5,887	6,583	6,515

見込量の設定

これまでの実績と伸び率を考慮し、24年度以降の見込量を設定します。

(年間の利用者数・利用量)

		H24	H25	H26
コミュニケーション 支援事業	利用者数(人)	2,615	2,668	2,721
	利用量(件)	7,021	7,265	7,509

②日常生活用具給付等事業

日常生活を営むのに支障のある障がい者等に対し、日常生活上の便宜を図るため、介護訓練支援用具や自立生活支援用具、情報・意思疎通支援用具等の日常生活用具の給付等に関し必要な費用を支給します。

現 状

利用量は、概ね見込量の近似値で推移しています。

(年間の利用量)

			H18	H19	H20	H21	H22	H23
日常生活用具 給付等事業	利用量 (件)	見込量	6,744	7,071	7,404	9,071	9,615	10,191
		実績	2,587	8,039	8,678	9,653	10,147	10,574

見込量の設定

これまでの実績と伸び率を考慮し、24年度以降の見込量を設定します。

(年間の利用量)

		H24	H25	H26
日常生活用具 給付等事業	利用量(件)	10,810	11,210	11,610

③移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対し、円滑に外出することができるよう支援を行います。

現 状

利用者数・利用量ともに、見込量をやや上回っていましたが、23年10月から同行援護が創設されたことにより、23年度の利用者数・利用量は、ともに見込量を下回りました。

(月間の利用者数・利用量)

			H18	H19	H20	H21	H22	H23
移動支援事業	利用者数 (人)	見込量	330	375	417	466	512	563
		実績	351	386	424	472	515	271
	利用量 (時間)	見込量	6,988	7,638	8,036	8,470	8,893	9,337
		実績	7,680	7,671	8,067	8,053	8,955	2,395

見込量の設定

これまでの実績と伸び率に加え、同行援護の創設に伴う利用者数・利用量の減少を勘案し、24年度以降の見込量を設定します。

(月間の利用者数・利用量)

		H24	H25	H26
移動支援事業	利用者数(人)	341	379	420
	利用量(時間)	6,411	7,076	7,770

④地域活動支援センター事業

通所の方法により、創作的活動、生産活動、社会との交流促進その他の支援を行います。

現 状

箇所数は、見込量を大きく下回っています。これは、作業所からの移行が利用者数等の理由により困難なことや、地域活動支援センターから障害福祉サービスに移行した事業所が多かったことなどが原因と考えられます。

(年間の事業所数)

			H18	H19	H20	H21	H22	H23
地域活動支援センター事業	事業所数 (箇所)	見込量	7	8	9	9	10	15
		実績	6	8	8	8	6	4

見込量の設定

今後の事業所の移行状況等を考慮し、24年度以降の見込量を設定します。

(年間の事業所数)

		H24	H25	H26
地域活動支援センター事業	事業所数(箇所)	1	2	2

⑤日中一時支援事業

知的障がい者(児)の日中における活動の場を確保し、障がい者を日常的に支援している家族の一時的な休息を目的とした支援を行います。

現 状

利用者数は、概ね見込量の近似値で推移しています。

(月間の利用者数)

			H18	H19	H20	H21	H22	H23
日中一時支援事業	利用者数 (人)	見込量	708	778	855	897	986	1,137
		実績	605	717	748	1,028	973	974

見込量の設定

これまでの実績と伸び率を考慮し、24年度以降の見込量を設定します。

(月間の利用者数)

		H24	H25	H26
日中一時支援事業	利用者数(人)	1,170	1,287	1,415

⑥障がい児タイムケア事業

障がいのある中高生等が特別支援学校等の下校後、休日及び夏休みに活動する場を確保するとともに、障がい児の保護者の就労支援及び障がい児を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とした支援を行います。

現 状

利用者数は、見込量をやや下回っています。

(月間の利用者数)

			H18	H19	H20	H21	H22	H23
障がい児タイム ケア事業	利用者数 (人)	見込量	354	372	390	410	430	452
		実績	349	343	391	402	321	445

見込量の設定

法改正により、児童を対象とした通所サービスが児童福祉法に位置付けられることとなりました。これを受け、障がい児タイムケア事業も、放課後等デイサービスとして再編を行う予定であるため、第3期障害福祉計画では見込量の設定は行いません。代わりに、本市の児童関係の計画である「まつやま子育てゆめプラン」に反映させることを検討していきます。

⑦成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度の利用が有用と認められる知的・精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援し、障がい者の権利擁護を図ります。

現 状

第1期・第2期計画では見込量を設定していませんが、実績は、年間で1件～数件となっています。

(年間の利用者数)

			H18	H19	H20	H21	H22	H23
成年後見制度 利用支援事業	利用者数 (人)	見込量	—	—	—	—	—	—
		実績	0	0	1	1	6	2

見込量の設定

これまでの実績に加え、24年度からは市長が審判の請求を行った者（いわゆる成年後見の市長申立てを行った者）以外の後見人の報酬の補助も開始することを勘案し、見込量を設定します。

（年間の利用者数）

		H24	H25	H26
成年後見制度 利用支援事業	利用者数（人）	10	15	20

【地域生活支援事業の確保のための方策】

- 今後利用量の増加が見込まれるものについては、必要な人が利用できるよう、サービス利用状況の検証を行うなど、適正な事業運営に努めます。
- 利用者のニーズを踏まえ、事業所の参入促進に努め、サービス基盤の確保に努めます。

5 計画の推進に向けた取り組み

(1) 地域生活移行の促進

障害者支援施設や精神科病院に入所・入院中の障がい者が、地域の中で自立した生活を営むことができるように、グループホーム・ケアホーム等の計画的な整備を進めるとともに、居住サポート事業や県委託事業の精神障害者地域移行支援事業を継続して実施します。

また、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の提供体制の整備を進めることで、地域生活への移行を促進し地域への定着を図ります。

(2) 相談支援体制の充実・強化

障がい者が地域で自立した生活を営むためには、サービスの適切な利用や地域への移行・定着を支える相談支援体制の構築が不可欠です。

そのため、計画相談支援・地域相談支援の提供体制の整備を進めるとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」の設置へ向けた検討を行います。また、地域の実情に応じた課題の解決を図るため、自立支援協議会の活動の充実を図ります。

(3) サービス量の充足・質の向上

障がい者が地域の中で自立した生活を送るためには、適切なサービスの提供体制が必要です。そのため、地域で必要とされるサービスについて、利用者のニーズに応じた基盤整備の促進を図ります。

また、サービス事業者の質の向上を図るため、障害福祉サービス事業者等支援事業の実施を継続するとともに、県から中核市に移譲されるサービス事業者の指定・指導等の権限を有効活用し、事業者に対する適切な指導等を行っていきます。

(4) 就労移行の促進

障がい者が自立した生活を営み社会参加を進めていくためには、障がい者の「働きたい」という希望に応じた支援を行うとともに、働きやすい環境づくりを進めていくことが必要です。

そのため、21年度から配置している就労支援専門員のさらなる活用を図り、障がい者や家族からの相談への対応を強化するとともに、関係機関や企業等との連携を図ることで、障がい者の就労促進に努めていきます。

(5) 官公需における受注機会の拡大

平成16年及び平成20年の地方自治法施行令の改正により、地方公共団体が障害者支援施設等から物品を購入したり役務の提供を受けたりする場合、特定随意契約を締結することが可能となりました。

これを受け、本市でも松山市財務会計規則等の改正を行い、お菓子・小物・印刷物等の物品の購入や清掃・除草作業等の役務の提供について、障害者支援施設等との特定随意契約を行っていますが、今後もこうした契約を継続・推進し、障がい者の就労機会の拡大や工賃の向上に積極的に取り組んでいきます。

(6) 障がい児支援の取り組み

児童発達支援センターの機能強化として創設される保育所等訪問支援等のサービスの充実を図るなど、障がいのある児童や保護者に対する一体的な支援に取り組んでいきます。

また、法改正により、児童デイサービスなどの児童の通所サービスが障害者自立支援法から児童福祉法に位置付けられることとなりました。このため、これらのサービスの見込量は障害福祉計画には設定しませんが、代わりに本市の児童関係の計画である「まつやま子育てゆめプラン」に反映させることを検討していきます。

(7) 松山市自立支援協議会の見直し・充実

平成19年8月に、福祉・保健・医療・労働・教育等の関係者で構成される自立支援協議会を設置し、地域の様々な課題の解決に向けた協議を行い、これまでに「障害者総合相談窓口」の設置や「障害者居住サポート事業」が施策化されています。

今回、自立支援協議会が障害者自立支援法に位置付けられたことも踏まえ、部会の再編を含めた機能強化と協議内容の充実を図っていきます。また、障害福祉計画の進捗状況や実績の報告も自立支援協議会において行っていきます。

(8) 障がい者の虐待防止

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく障害者虐待防止センターを設置し、愛媛県運営適正化委員会（救ピット委員会）等の関係機関と連携し、虐待についての取り組みを行っていきます。また、障害福祉サービス事業者等支援事業を継続して実施し、事業者の質の向上に取り組むことで虐待の発生の未然防止を図ります。

資 料

資 料

松山市第3期障害福祉計画策定検討会開催要領

（目的）

第1条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づく松山市第3期障害福祉計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、市民の意見を反映させるために必要な措置の一環として、松山市第3期障害福祉計画策定検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

（所掌事務）

第2条 検討会は、計画の策定にあたり、関係機関相互の意見交換及び意見聴取を行う。

（出席者）

第3条 検討会の出席者は、次に掲げる者のうちから障がい福祉課長が選任及び依頼する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 教育関係者
- (3) 障がい福祉関係者
- (4) 障がいのある市民又はその親族
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、障がい福祉課長が必要と認める者

（運営）

第4条 検討会は、障がい福祉課長が招集し、開催する。

2 検討会の進行は、障がい福祉課において行うものとする。

（庶務）

第5条 検討会に関する庶務は、障がい福祉課において処理する。

（委任）

第6条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、障がい福祉課長が別に定める。

付 則

1 この要領は、平成24年1月6日から施行する。

<松山市第3期障害福祉計画策定検討会 出席者>

No.	氏名	所属
1	畔地 利枝	聖カトリナ大学准教授
2	今村 高博	社会福祉法人あゆみ学園職員
3	岡部 國男	松山手をつなぐ育成会会長
4	烏谷 真由美	愛媛大学教育学部附属特別支援学校副校長
5	信田 基	公募によるもの
6	園田 順二	園田医院院長
7	武井 久経	松山公共職業安定所職員
8	武智 幸男	松山市障害者団体連絡協議会会長
9	友川 礼	松山東雲女子大学非常勤講師
10	法野 美和	愛媛県精神保健福祉士会副会長

(敬称略)

松山市保健福祉部障がい福祉課

〒790-8571

松山市二番町 4 丁目 7 番地 2

電 話 (089) 948-6353

ファックス (089) 932-7553

アドレス shougai@city.matsuyama.ehime.jp